

罹災証明書の発行に係る留意事項

罹災証明書とは

罹災証明書は、災害の早期立ち直りや生活の安定化のために、市が確認できる程度の家屋の被害について証明するものです。したがって、全ての民事上の権利義務関係に、効力を有するものではありません。

被害の程度によっては各種申請に使用できない場合があります

特に兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入されている場合は、加入の状況や被害の程度により、罹災証明書を保険金の請求に使用できないケースがあります。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

☎078-362-9400（平日9:00～17:00）

調査・発行の手順等

原則として、本市の職員が実際に現地を訪問し、被害に遭った家屋を目視できる範囲で調査し、被害が確認できた場合に罹災証明書を発行します。

この調査は、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて行われます。なお、この指針で定められている調査の範囲は、固定資産税の評価に含まれる範囲とおおむね一致します。したがって、塀や門などの外構やベランダの屋根のような固定資産税の評価に含まれない部分の被害は、判定に考慮されない場合があります。

また、一度発行した罹災証明書は、特段の事情がある場合を除き、返戻することができません。

罹災証明書に記載されている被害の程度に不服がある場合は

交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に再調査の申出をすることができます。

なお、再調査を希望する場合は、一度交付した罹災証明書を回収させて頂きますので、あらかじめご了承ください。

☆☆☆罹災届出証明書の発行もご検討ください☆☆☆

本市では、罹災証明書のほかに、罹災届出証明書の発行も可能です。提出先によっては、罹災届出証明書を添付書類として使用できる場合がありますので、申請前にご検討ください。

罹災届出証明書は、ご本人様から被害の届け出があった旨を証明するものとなります。

<対象となる資産>

被害に遭われた家屋、塀や門などの外構・設備、家財道具及び車

<注意点>

直接現地を訪問しての調査は行わないため、「一部損壊」などの被害の程度については証明されません。